

## 業務引継ぎに関する協定書（案）

吹田市（以下「甲」という。）と現指定管理者である一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「乙」という。）と譲渡先法人の候補者として選定された〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和 9 年 1 月●●日から行う吹田市介護老人保健施設（以下「当該施設」という。）の業務の引継ぎについて、甲から丙への施設譲渡の準備行為として行い、業務を円滑に移管するために、次のとおり協定を締結する。ただし、当該施設の譲渡は、吹田市議会の議決を経て決定するため、議会の承認議決が得られなかった場合は、乙及び丙が業務の引継ぎに関して負担した費用について、甲は損害賠償の責は負わないものとする。

### （目的）

第 1 条 本協定書は、甲から丙に譲渡する当該施設の業務の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

### （引継ぎに対する協調）

第 2 条 乙と丙は、当該施設の引継ぎにあたっては、施設利用者に対する高齢者福祉サービス提供を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図られるようにする。

### （引継ぎ）

第 3 条 当該施設の事業譲渡に伴い、運営主体の変更による影響が利用者に出ないよう、丙は、当該施設の利用者・御家族との信頼関係を構築するとともに、移管開始前に施設に職員を派遣するなど、丙への円滑な管理運営の引継ぎを図るために、必要なことを甲と協議した上で十分に行うこととする。

#### （1）引継期間

引継期間は令和 9 年 1 月●●日から令和 9 年 9 月 3 0 日までの期間とする。

#### （2）安全注意義務

丙は当該施設の移管に伴う引継ぎについて、施設利用者の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

#### （3）経費

引継ぎに必要な経費については、乙と丙の負担とする。

#### （4）その他

ア 移管前から利用している当該施設利用者を、乙から丙へそのまま引き継ぐこと

- イ サービス水準を確保するとともに、現施設の事業内容を維持すること
- ウ 当該施設利用者の状況について配慮し、当面は当該施設の現内容等を原則として継承すること

(協定の解除)

第4条 甲は、丙が次の各号のいずれかに該当した場合、この協定を解除することができる。

- (1) 引継ぎ期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
- (2) 丙がこの協定に違反した場合。

(損害賠償)

第5条 丙は、本協定書の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき又は前条の規定により本協定を解除された場合において、その損害を賠償しなければならない。

(信義誠実の原則)

第6条 甲と乙及び丙は、本協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、本協定に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、それぞれに甲と乙及び丙は記名押印し、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名 称 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 印

乙 住 所 大阪府吹田市片山町2丁目13番25号

名 称 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団

代表者 理事長 春藤 尚久 印

丙 住 所 △△△△△△△△△△△△

名 称 △△△△△△

代表者 理事長 △△ △△ 印